

○国土交通省告示第二百一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百二十二条第三項第一号の規定に基づき、強化天井の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第三項第一号に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合には、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第百二十九条の二の四第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項若しくは第三項から第五項まで、同条第六項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第九項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十七項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">三・四（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第三項第一号に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合には、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第百二十九条の二の四第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項若しくは第三項から第五項まで、同条第六項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第九項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十七項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">三・四（略）</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。